

「低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題」に係る再発防止対策の実施状況・評価

平成30年 7月13日
中国電力株式会社

説明内容

平成27年6月25日、島根原子力発電所において発電所の担当者が低レベル放射性廃棄物のモルタル充填作業に用いる添加水流量計の校正記録の写しを不正に作成したことが判明。同年9月11日、本事象に関する調査報告書にて、「業務管理のしくみの改善」、「業務運営の改善」、「意識面の取り組みの改善」から成る計16項目の再発防止対策を策定した。

対策の実施にあたっては、具体的な行動計画（詳細な実施内容、分担、実施スケジュール等）を定めたアクションプランを策定のうえ、それに基づき鋭意取り組んできた。

再発防止対策については、いずれもアクションプランどおりに進捗し、中期的な対応（統合型保全システム（EAM）の改良）も含め平成29年3月31日をもって全て完了したことから、この取り組み結果について報告する。

なお、再発防止対策の完了後には、有効性評価やフォローアップを定期的実施し、規定類や業務実施計画書への織り込み等により、PDCAサイクルも含めた取り組みが継続的に実施され、本事象に対する再発防止対策は、全て有効に機能し、日常業務として定着していると評価している。

先の保安検査においても、保安規定違反「監視」に係る全ての改善措置が完了し、日常業務の中で継続的にPDCAが廻る状態であることを確認できたとして、改善措置の実施状況の検査を終了するとの処置を頂いている。

原因と再発防止対策

本事案が発生した原因と再発防止対策を以下のとおり実施した。

原因

【業務管理のしくみの問題】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 流量計の校正は、EAMで管理されておらず、点検計画実績管理表も未作成で管理者が管理できていなかった。 ■ 設備稼働前の確認手順及び記録の作成管理が不足していた。

【業務運営の問題】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者が業務管理を適切に行っていなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ・作業の進捗を確認・把握していなかった。 ・監査資料の確認ができていなかった。

【意識面の問題】
<ul style="list-style-type: none"> ■ コンプライアンス(不正をしない, ルールを守る)の意識が一人ひとりにまで十分に浸透・徹底していなかった。 ■ 「報告する文化」, 「常に問いかける姿勢」の意識が一人ひとりにまで十分に浸透・徹底していなかった。

再発防止対策

【業務管理のしくみの改善】	結果
EAM管理対象としていなかった機器の点検計画管理方法の改善	実施完了 (H29.3)
固型化設備稼働前の確認プロセスの改善	実施完了 (H28.1)
業務に即した手順への見直し	実施完了 (H28.2)

【業務運営の改善】	結果
管理者によるマネジメントの改善	実施完了 (H27.11)※
内部牽制の強化につながる管理方法の改善	実施完了 (H27.12)

【意識面の改善】	結果
本事案の事例研修を実施	実施完了 (H27.11)※
「地域に対し一人ひとりが約束を果たし続ける意識」をさらに向上させるための取り組み	実施完了 (H27.11)※
適切な発注業務管理の推進	実施完了 (H27.11)※

※次年度以降も継続実施

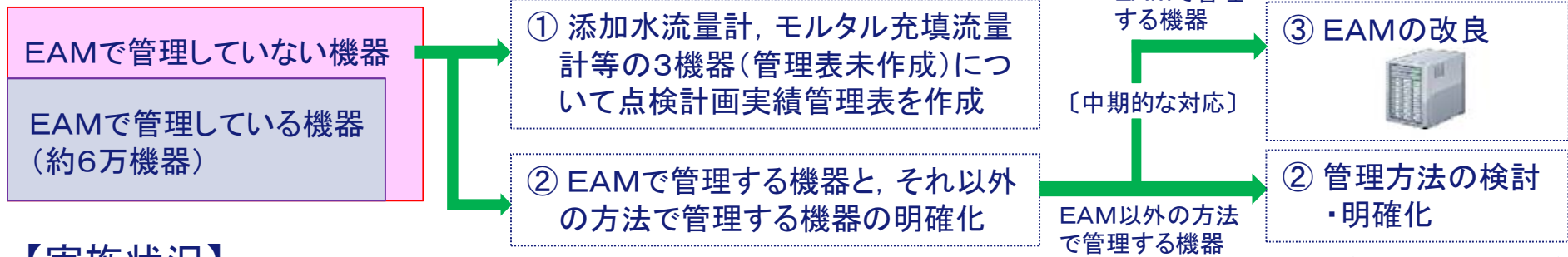
(1) 業務管理のしくみの改善

a. EAMで管理対象としていなかった機器の点検計画管理方法の改善 (1/5)

【問題点】 流量計の校正はEAM※で管理されておらず，点検計画実績管理表も未作成であったことから，担当者任せとなり，管理者が管理できていなかった。

※EAM(Enterprise Asset Management)：原子力発電所の設備に対する 保全計画・実施・結果に係る情報を統合的に管理するシステム

【対策の概要】



【実施状況】

[□ 計画 ■ 実績]

実施項目	スケジュール	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期
①点検計画実績管理表の作成(3機器)			■ 10/26実施済				
②EAMで管理する機器の明確化 EAM以外で管理する機器の管理方法の検討			■ 1/22機器抽出・整理済				
			■ 2/26EAM以外の管理方法・整理済				
③EAMの改良 [中期的な対応]					■ システム改良完了		
						■ 4/1 運用開始	

(1) 業務管理のしくみの改善

a. EAMで管理対象としていなかった機器の点検計画管理方法の改善 (2/5)

①点検計画実績管理表の作成(実施結果)

【実施結果】

○「放射性固体廃棄物管理手順書(貯蔵タンクおよび固体廃棄物貯蔵所)」に、3機器(「固化材供給機」、「添加水流量計」、「モルタル充填流量計」)の点検計画実績管理の仕組みを規定し、手順書に基づき点検計画実績管理表を作成した。

【対象機器】調査で判明した点検計画実績管理表未作成の3機器

固化材供給機

添加水流量計

モルタル充填流量計

点検計画実績管理表
作成
(H27.10)

管理対象機又は項目		計器番号	点検頻度 /期間	平成25年度 西暦2013年度												平成26年度 西暦2014年度												平成27年度 西暦2015年度											
				上期						下期						上期						下期						上期						下期					
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
定期点検期間				7/16 - 3/14												4/16 - 10/15												4/22 - 10/21											
供給機	動的投入装置 (プレミックスセメント) 供給装置	—	1回/ 6ヶ月																																				
	動的投入装置 (添加水流量計)	A FE-F529-3216A (Z1WA2468 041)	1回/ 6ヶ月																																				
	添加水流量計	B FE-F7329-3210B (Z608159R1)	1回/ 6ヶ月																																				
	モルタル充填流量計	C FE-FX309-3011 (Z1WA2462 041)	1回/ 年度																																				
流入機	充填装置 (添加水)	モルタル 流量計	手 續	SSK-107496 000																																			

放射性固体廃棄物
管理手順書

・点検内容

手順書改正
(H27.10)

放射性固体廃棄物
管理手順書

・点検内容
・点検計画
実績の管理

手順書の様式を使用し、管理表
を作成

(1) 業務管理のしくみの改善

a. EAMで管理対象としていなかった機器の点検計画管理方法の改善 (3/5)

②EAMで管理する機器の明確化(実施結果)

《実施状況》

抽出した点検の管理状況およびEAM登録検討結果は以下のとおり

- ①EAMで管理していない点検を抽出し、点検内容による分類を実施(平成28年1月22日)
- ②EAM以外の方法で管理する機器の管理方法を規定(平成28年2月26日)
- ③EAM改良において、EAM登録対象を抽出(平成29年3月31日確認)

① 抽出・分類結果 (平成28年1月22日)	② 管理方法の検討結果 (平成28年2月26日)	③ EAM登録検討状況 (平成28年9月現在)
EAMに登録して管理 設備の保全に係わる点検	「抜け・漏れ, 改ざん防止」の観点で既存の「QMS手順」の評価および, 所内標準手順「点検計画実績管理手順(標準)」の制定を実施した。 平成28年4月から上記で定めた手順に基づき点検計画・実績管理の運用を開始した。	EAM登録完了 (H29.3末確認)
EAM以外の方法により管理 建物内小型クレーン, 可搬型モニタ, 検査用測定機器等の点検		EAM登録完了※1 (H29.3末確認)
対象外 上記以外 (工具類の点検, 清掃・パトロール等)		EAM登録完了※1, 2 (H29.3末確認)

※1 「放射線測定機器管理システム」により管理している機器を除く。

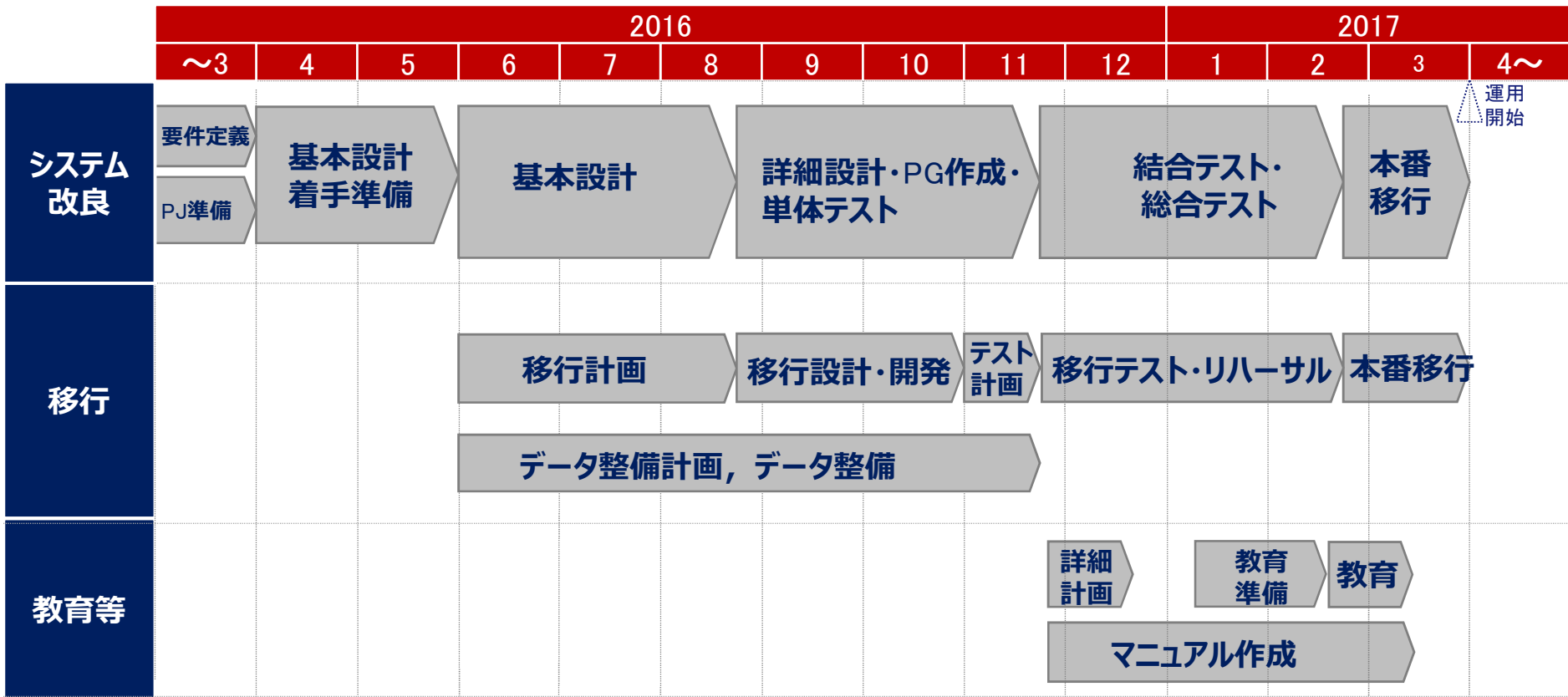
※2 機器単体で管理できない点検, 周期が不規則な点検等を除く。

(1) 業務管理のしくみの改善

a. EAMで管理対象としていなかった機器の点検計画管理方法の改善 (4/5)

③EAMの改良

■ 2017年3月末迄にシステム改良およびデータ登録を完了。
 計画通りシステムの総合テストを実施を経て本番移行。あわせて教育を実施。



運用
開始

(1) 業務管理のしくみの改善

7

a. EAMで管理対象としていなかった機器の点検計画管理方法の改善 (5/5)

【仕組み整備後の運用状況】

改良したEAMで管理している機器に対する点検について、必要な点検が「抜け・漏れ」なく管理されていることを確認した。

確認した内容

○不適合判定検討会のインプット状況

不適合判定検討会にインプットされた情報について、**点検未実施による不適合がないことを確認した。※1**

※1: 対象期間は平成29年4月～平成30年3月末

○EAMから自動発行される点検計画の処理状況

点検計画が発行された全件について、**点検が完了していること**、もしくは未実施であるが設備停止中等**適切な理由があること**を確認した。

また、本システムは実績を多段階で承認する仕組みを有し、操作履歴についてシステム上で管理されることから、「改ざん」の歯止めとして有効であると評価した。

《平成30年 3月末期限の点検の処理状況》

点検計画発行件数 : 約 8,700件

完了件数 : 約 8,550件

未実施件数 : 約 150件

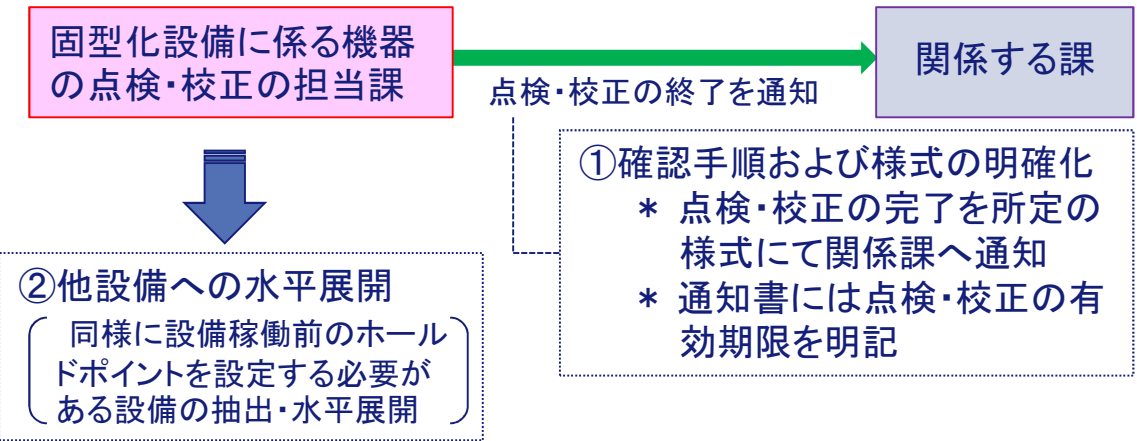
(1) 業務管理のしくみの改善

b. 固型化設備稼働前の確認プロセスの改善

【問題点】
 固型化設備は、稼働前に必要な機器の点検・校正が終了していることを確認する業務手順ではなかった。

【対策の概要】

充填固化体の製作前(固型化設備の稼働前)に、必要な機器の点検・校正が終了していることを確認するよう手順を明確化
 [ホールドポイントの設定]



【実施状況】

(□ 計画 ■ 実績)

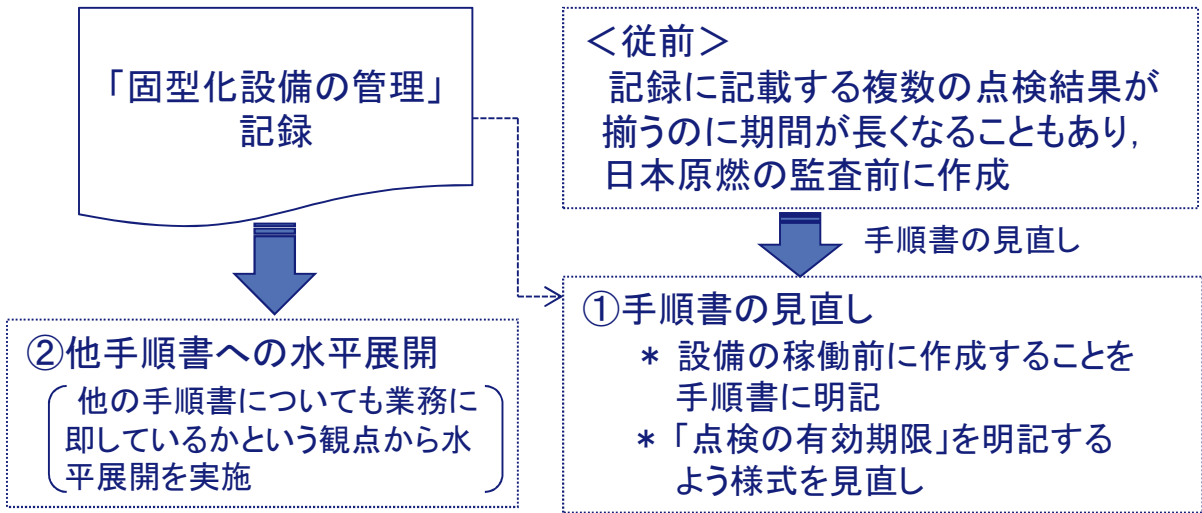
実施項目	スケジュール	平成27年度		平成28年度	
		上期	下期	上期	下期
①固型化設備稼働前の確認手順の確立等		■	10/9実施済		
②他設備への水平展開		■	1/29実施済		

(1) 業務管理のしくみの改善

c. 業務に即した手順への見直し

【問題点】
 「固型化設備の管理」記録は、点検の都度作成されず、結果として日本原燃の監査にあわせて作成された。

【対策の概要】
 「固型化設備の管理」記録は、設備稼働前に作成するとともに、点検の有効期限を明記するよう手順を見直し



【実施状況】

(□ 計画 ■ 実績)

実施項目	スケジュール	平成27年度		平成28年度	
		上期	下期	上期	下期
①「固型化設備の管理」記録に係る手順書の見直し		■	10/9実施済		
②他手順書への水平展開		■		2/22 抽出した31文書のすべての見直しが完了	

(2) 業務運営の改善

10

a. 管理者によるマネジメントの改善 (1/7)

【問題点】

管理者が業務管理を適切に行っていなかった

- ・作業の進捗を管理, 把握していなかった
- ・監査資料の確認ができていなかった

【対策の概要】

a. マネジメントの改善

① 管理者責務に関する教育・研修

* 進捗管理, 業務監督, コミュニケーション等に関する研修の実施

② 管理者の責務に係る自己評価(定期的な業務点検)

③ 監査体制の改善

* 社外対応の考え方(ライン管理者の同席等)の作成・周知

b. 内部けん制の強化

④ 内部けん制の強化につながる管理方法の改善

* 国, 自治体等へ提出する重要な報告書等の抽出および提出前のチェック強化

【実施状況】

[□ 計画 ■ 実績]

実施項目	スケジュール		平成27年度					平成28年度以降	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
① 管理者責務に関する教育・研修	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	研修実施(11/11完了)							継続実施	
② 管理者の責務に係る自己評価	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	自己評価実施(11/27完了)							継続実施	
③ 監査体制の改善	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	10/9実施済								
④ 内部けん制強化につながる管理方法の改善	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	チェックのしくみの改善・管理方法改善に関する教育を実施(12/28完了)								

(2) 業務運営の改善

a. 管理者によるマネジメントの改善 (2/7)

① 管理者責務に関する 教育・研修(実施内容)

11

管理者の責務(業務管理, 内部牽制, コミュニケーション等)の認識を向上させる研修を実施し, 所属員の管理, 指導を充実して, 業務管理の向上を図る。

<管理者責務に関する研修会の概要>

● コンプライアンス専門家による管理者責務に関する研修会を開催

発電所: 10/30, 11/4, 11/11 本社: 11/6 (ライン管理者を対象)

① 管理者責務に関する講演

「職場から不祥事をださない管理者の責務と実務のポイント」

- ・不祥事が発生してしまうメカニズム
- ・職場から不祥事を出さないマネジメント

(内部牽制システムの有効化, 性弱説と職業的懐疑心, 部下の動きの把握, 組織としての業務遂行, 部下との信頼関係の構築)

② 講演を踏まえた話し合い

講演で説明された管理者責務に関する点検項目をグループで話し合い, 理解を深め, 気づき, 自らの行動につなげる。



管理者責務に関する講演状況



話し合い研修状況

<H28年度以降: 研修内容の実践>

● 毎年, 管理者が 点検項目を参考に行動目標を設定し, 定期的に振り返りながら研修内容を実践する。

4月: 6月: 10月: 12月: 2月 4月
目標設定⇒自己評価⇒中間振り返り⇒自己評価⇒(新任ライン管理者研修)⇒年間振り返り・目標設定



(2) 業務運営の改善

a. 管理者によるマネジメントの改善 (3/7)

① 管理者責務に関する 教育・研修(実施結果)

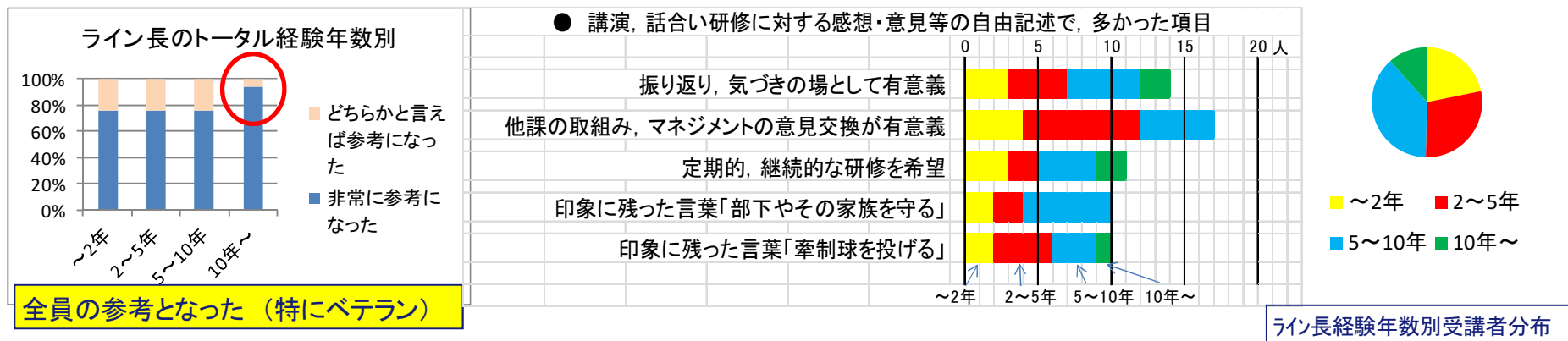
12

【実施結果と評価】

- 受講対象者147名全員に対し、「進捗管理, 業務監督, 内部牽制, コミュニケーション等」を研修内容に織り込み, 計画どおり研修を実施した。
- ◎研修後アンケートの集計結果から, 本研修の内容について全員が「参考になった」との回答であり, 受講者全員の管理者責務の認識の向上が図られており, 本研修は有効であったと評価する。

【平成28年度以降の取り組み】

- 次年度以降実施する「研修内容の実践(行動目標の設定と振り返り)」にあたり, 今回の講演資料や社内動画配信システムに登録した講演ビデオを活用して, 管理者責務意識の継続的引き上げや新任ライン管理者に対する研修を実施する。



(2) 業務運営の改善

a. 管理者によるマネジメントの改善 (4/7)

① 管理者責務に関する教育・ 研修(新任ライン管理者研修)

13

管理者の責務(業務管理, 内部牽制, コミュニケーション等)の認識を向上させる研修を実施し, 所属員の管理, 指導を充実して, 業務管理の向上を図る。

<新任ライン管理者研修の概要>

●コンプライアンス専門家による管理者責務に関する講演会のビデオを視聴。

3/4, 3/7 (新任ライン管理者全員22名を対象)

① 管理者責務に関する講演(ビデオ)

「職場から不祥事をださない管理者の責務と実務のポイント」

(不祥事が発生してしまうメカニズム, 職場から不祥事を出さないマネジメント)

② 講演を踏まえた話し合い

講演で説明された管理者責務に関する点検項目をグループで話し合い, 理解を深め, 気づき, 自らの行動につなげる。

【実施結果と評価】

○新任ライン管理者22名全員に対し, 「進捗管理, 業務監督, 内部牽制, コミュニケーション等」に係る研修を, 計画どおり実施した。

○今回の研修内容を振り返り記憶に留めるため, また話し合い研修により他部署のライン長と意見交換することは大変有意義なので, 定期的を開催して欲しいという意見が多かった。

◎研修後アンケートの集計結果から, 本研修の内容について全員が「参考になった」との回答であり, 受講者全員の管理者責務の認識の向上が図られており, 本研修は有効であったと評価する。

(2) 業務運営の改善

a. 管理者によるマネジメントの改善 (5/7)

②管理者の責務に係る 自己評価(実施内容)

14

年間実施計画策定(10/15)



業務点検項目作成(11/12)



実施指示文書発出(11/13)

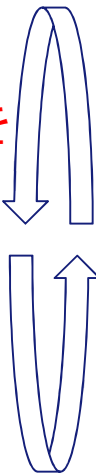


各部所から自己評価結果を
事務局へ提出(11/27)



事務局から各部所へ自己
評価結果をフィードバック
(12/28)

平成28年度以降は、6月と
12月に同様に実施



【業務点検項目】

管理者責務研修の内容等を基に、管理者として留意すべき点検項目を設定し、定期的に自己評価を実施。

点検項目(例)

「定型業務は管理が甘くなり、不正が起こりがちである」ことを認識し、定型業務でも担当者任せにせず、業務の結果の妥当性を確認している。

「管理は、手抜かりの危険から社員を守る措置である」ことを認識し、職業的懐疑心(批判的な視点で評価する姿勢)をもって仕事にあたっている。

管理職としての責任(結果責任、説明責任)を自覚して、業務に取り組んでいる。

管理の死角を作らない、担当者に問題を一人で抱え込ませないよう配慮している。

社外の監査・検査等は担当者1人だけに対応させないようにしている。(対応できない場合は代理者が同席)

毎日率先して挨拶や声掛けを行い、風通しの良い職場づくりに向けた行動を実践している。

褒めるだけでなく、叱る厳しさも持った育成を行っている。

(2) 業務運営の改善

②管理者の責務に係る
自己評価(実施結果)

15

a. 管理者によるマネジメントの改善 (6/7)

【自己評価結果】

- ・A評価(できている)が大多数。
(より実効的な評価ができるよう評価方法の改善を検討する。)
- ・B評価(できていない事項があったが、是正済み)も一定数見受けられた。
(既に改善済みで、先に実施した管理者責務に関する研修の効果と考えられる。)

【B評価があった項目(主なもの)】

- ・時間外管理における事前申請の徹底。
- ・定型業務でも担当者任せにしない。
- ・職業的懐疑心を持つ。
- ・担当者に問題を抱え込ませない。
- ・部署を跨ぐ依頼は、管理職を通す。
- ・社外や他部署への依頼メールは、管理者へ同報させる。

【フィードバック】

自己評価の集約結果とともに、以下のメッセージを各部所へフィードバックとして伝達

研修の効果が、管理者一人ひとりに浸透し定着するためには、常に「地域・社会からの信頼あってこそその原子力発電所」という価値観を管理者全員が持ち続け、自己評価におけるそれぞれの点検項目を意識し続けることが必要。

これらの管理者の取り組みや思いが、担当者一人ひとりの価値観の醸成にもつながるものと考える。

(2) 業務運営の改善

③ 監査等の体制の改善

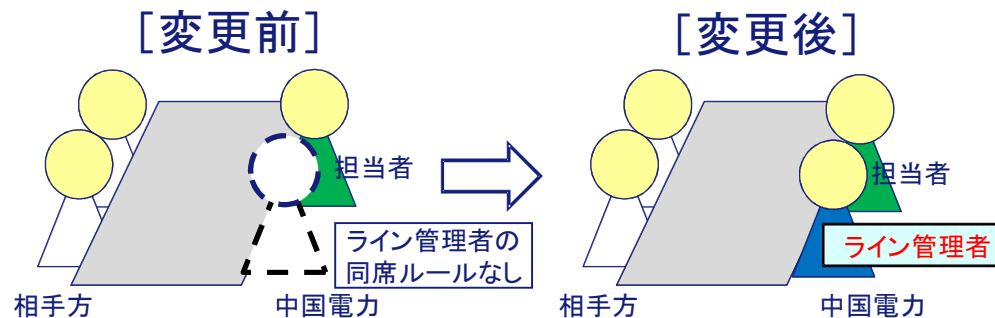
16

a. 管理者によるマネジメントの改善 (7/7)

「社外からの監査・検査等への管理者の同席」についての考え方を整理し、発電所員全員へ周知。(H27.10.9)

【「社外からの監査・検査等への管理者の同席」の考え方(周知内容)】

項目	内容
適用範囲	保安業務のうち、社外からの監査・審査対応および法令に基づく審査・検査対応 (例) 日本原燃監査, 使用前検査, 保安検査
管理者同席の考え方	<ul style="list-style-type: none">・監査・審査等で、一般職位(担当者)に説明させる場合は、ライン管理者が同席・事前に説明内容について確認・ライン管理者が同席できない場合は、課長が指名した者が同席 (対応結果は、ライン管理者に遅滞なく報告)



(2) 業務運営の改善

b. 内部牽制の強化につながる管理方法の改善

④ 重要な報告等の業務品質向上および牽制の強化

17

1. 国、自治体等へ提出する「重要な報告書等」の抽出
 - ① 許認可関係書類(設置許可, 工事計画, 保安規定)
 - ② 使用前事業者検査成績書
 - ③ 原子力安全要求事項処理手順書に基づき官庁等に提出する報告書等
 - ④ 保安6業務に係るQMS文書に基づき作成する様式
 - ⑤ 官庁関係申請等管理手順書で管理対象としている申請等

2. 「重要な報告書等」提出前のチェックのしくみの分析, 強化方針の策定
 「1. 重要な報告書等」について, 現状のチェックの仕組みを確認, 分析した結果, いずれも提出前に適切にチェックがなされていることを確認したが, チェック方法や役割分担が明確になっていないものが見受けられた(下記, II・III)。これらについて, チェックのしくみを強化する。

分類	分析	強化方針
①	作成計画等に基づき, チェックシート等を用いてダブルチェックを行い, 適切性の確認をしている。	対応不要 (チェックのしくみが 確立されている)
②	「使用前社内検査成績書確認チェックシート」によりダブルチェックを行い, 適切性の確認をしている。	
③	「報告書作成チェックシート」によりダブルチェックを行い, 適切性の確認をしている。	
④ ⑤	I QMSの規定に基づき確立された手順のもと, 適切性の確認がなされている。 (定事検関係, 溶検関係)	内部牽制強化の観点から, 作成箇所における チェック方法を標準化(明文化) する。 役割分担を明確にし, チェックに係る 責任の所在を明確にする 。
	II 作成箇所において上長または書類作成者とは別の担当者によるチェック, 根拠資料との照合確認がなされているが, ルールが明文化されていない 。	
	III 作成箇所において上長または書類作成者とは別の担当者によるチェック, 根拠資料との照合確認がなされているが, 取り纏め箇所との 役割分担が明確でない 。	

3. 関連QMS文書の改訂 (管理方法の改善策の策定)

(1) 「官庁関係申請等管理手順書」におけるチェック方法を標準化(明文化)した。

<チェック例>

- ・根拠資料との照合を実施しているか。
- ・複数チェックを実施しているか。 等

(2) 「官庁関係申請等管理手順書」を見直し, 役割分担, 責任の所在を明確にした。

名称	提出先	主管担当箇所
〇〇届	××	取り纏め: △△課 作成: □□課

申請等	提出先	作成主管 箇所※1	取り纏め 箇所※2
〇〇届	××	□□課	△△課
様式●	★★	■課	—

- ※1: 根拠資料との照合も含めダブルチェックを行う。
 ※2: 作成主管から提出される資料がルールどおりに作成されていることを確認する。


4. 管理方法改善に関する教育の実施
 「官庁関係申請等管理手順書」の改訂内容についてライン管理職を対象とした教育・理解度確認を実施

5. 完了フォロー
 品質保証部(品質保証)にて完了フォローを実施

(3)意識面の改善

①本事案の事例研修, ④適切な発注業務に係る教育の実施

目的: 低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に関する問題点について全所員にもれなく事例研修を実施して, 安全文化醸成活動の重要性を一人ひとりに徹底し, 再発防止を図る。これに合わせて, 適切な発注業務に係る教育を実施し, 再認識したうえで, 適切な発注業務について徹底する。

項 目	事例研修等〔事例研修と適切な発注業務に係る教育を同調して実施〕	
研修期間	平成27年10月14日～平成27年11月6日	
実施概要	<p>①課長, 課長代理または当直長の同席のもと, 同席者により本事案の問題点と原因について解説を実施</p> <p>②同席者が適切な発注業務に係る教育を実施</p> <p>③再発防止と信頼回復の観点から, 話し合いを実施</p>	実施状況(例) 
	<p>以下の2点について話し合いを実施</p> <ul style="list-style-type: none">・自らの職場で同様な事例を再発させないためには・地域の皆さまからの信頼を回復するためには <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none">・上司だけが担当内全体の業務を把握するのではなく, 担当者同士でお互いの業務について情報共有を図ることが必要・自らの情報を発信し, 周囲を気に掛ける。業務に関係なくコミュニケーションを取るようになる。・各個人が地域の人と触れ合う機会を増やして個人として信頼してもらう活動を積み重ねていくことが良い。 等	

(3)意識面の改善

②コンプライアンスに係る行動基準の策定・実践

目的:一人ひとりがコンプライアンスを意識して行動し、その意識の高揚を図る

実施状況

- 策定単位:課長単位(島根原子力本部は、部長単位)
- 策定期間:平成27年10月14日～平成27年11月6日
コンプライアンス行動基準の意識を高める取り組みについても検討
- 行動基準の携行用カードにコンプライアンス行動基準を全員が記入・宣言し、携行
- 行動基準例
 - ・私たちは、法令・規程・準則等の知識の習得に努め、判断に迷ったら上司に相談します。
 - ・1人で抱えずチームで最善策を追求し、信頼される業務運営を行います。
 - ・お客様の目線で熟慮断行
 - ・困ったときはまず相談！適切な手順で対応します。
- 行動基準の意識を高める取り組み事例
 - ・毎朝の担当単位のミーティング時に唱和する。
 - ・職場会議の終了時に唱和する。
 - ・日常業務の中で、各個人が行動基準を確認できるようにパソコンへ貼付する。
- 評価・今後の取組 :グループ行動基準の振り返りに合わせて、振り返りを実施予定

コンプライアンス行動基準の宣言

私の「行動基準」

私 _____ は、以下の「行動基準」を遵守することを誓います。

グループ _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

個人

コンプライアンス _____ 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

個人行動基準と併記用貼付シートの場合

(3)意識面の改善

③お客さま視点の価値観を認識する機会の拡大

目的:地域の方々との直接対話により「地域に対し一人ひとりが約束を果たし続ける」という地域視点意識の向上を図る。

参加者増につながる機会の拡大に加えて、全員に機会がいきわたるような取り組みを開始した。(平成27年10月～)

実施
内容

【機会の拡大のための取り組み】

(1)地元行事への参加

- ・参加者募集の際に、職場の上長を通して効果的に参加の呼びかけを行う等の工夫
- ・各行事について参加者数の増加可能な行事には割り当てを増加

(2)発電所員の定例訪問への同行

- ・対象者を現行の管理職から一般職まで拡大

(3)発電所員の見学会等の対応・同席

- ・発電所員が同席する機会を見学会の他、自治体主催会議等にまで対象を拡大

(4)社会貢献活動への参加

- ・ひとり暮らしの高齢者宅の電気設備清掃などへの参加機会を増加

【全員に機会がいきわたるための取り組み】

- ・管理者が参加状況を把握したうえで、全員参加するような取り組みを行う。